

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

早川町長 深沢 肇

市町村名 (市町村コード)	早川町 (19364)
地域名 (地域内農業集落名)	三里地区 (大原野・新倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該エリアは、早川町の中央、南アルプス登山道の入口に位置する、中山間地に集落が点在する地域である。畑作、稲作などの自給栽培を行う農家为中心であり、また、近年の本格的な人口減少・少子高齢化により、遊休農地が増加し、農用地保全是課題となっている。

収益性のある農業の取り組みは難しい地域であり、農用地保全には、地域住民に加え、移住者や都市住民との交流など新たな仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・自給農家による農地保全と合わせ、茂倉うりなどの特産農産物の栽培推進と活用による農用地の活用に地域組織全体で取り組んでいく。
- ・農用地の保全強化、鳥獣被害対策を図る。
- ・移住者や都市住民との交流による新たな農地活用の方策を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中間管理機構の活用を検討しつつ、地区内及び近隣地域の農業者が情報交換を行い、計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知が低く、利用方法・メリットなどが浸透していないため、町と農業委員会でパンフレット配布等を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業保全を図るために、水路や農道の整備、農地の区画整理など基盤整備について、実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の農業者に加え、地域内外からの若手農業者の発掘・育成を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
受託業務を行う生産組織等の育成を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

現状、侵入防止柵管理(点検・修繕)を行い、また、被害・目撃情報があった場合は、対策と侵入経路を確認する。

⑦保全・管理等の取組方針

現状、高齢化が進んでおり、保全・管理が難しくなっていることから、農地バンクを活用し、賃借権の設定を行い、担い手と特定農業作業受託契約などを結ぶことで、引き続き、耕作が継続できるよう農業委員会と町で新規就農者の担い手を確保していく。